

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

① 住民税非課税世帯への給付 (1世帯当たり10万円)

令和3年12月10日(基準日)時点で、南三陸町に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯が対象です。

対象世帯には、2月上旬に確認書を送付しますので、**3月7日(月)**まで忘れずに返送してください。

※世帯の中に**未申告**の人がいる場合、**申告を済ませてから申請手続き**をお願いします。

申請書の交付場所は、保健福祉課または歌津総合支所の窓口となります。
(町ホームページからも取得できます。)

② 家計急変世帯への給付 (1世帯当たり10万円)

住民税非課税世帯以外で、**新型コロナウイルス感染症の影響**を受けて家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯が対象です。

受給するには**申請が必要**です。申請の受付期間は、**令和4年3月1日から令和4年9月30日まで**となります。

申請には、次の書類が必要となります。

- ・申請書
- ・収入(所得)見込額の申立書
- ・「令和3年中の収入の見込額(源泉徴収票など)」または「任意の1か月の収入(給与明細書など)」の状況が確認できる書類
- ・その他必要な書類



家計急変世帯に該当するかどうかは、次の表を基準に判定します。

非課税収入(所得)限度額早見表			
世帯人数	家族構成	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
1	単身	93.0万円	38.0万円
2	夫(婦)+子1人	137.8万円	82.8万円
3	夫婦+子1人	168.0万円	110.8万円
4	夫婦+子2人	209.7万円	138.8万円
5	夫婦+子3人	249.7万円	166.8万円

※障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合

(非課税相当収入限度額 2,043,999円、非課税相当所得限度額 135.0万円)

保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

東日本大震災南三陸町追悼行事について

町では、東日本大震災により犠牲となられた方々を追悼するため、3月11日に東日本大震災追悼行事を実施します。

- 追悼献花場の設置(自由献花式)**
設置日時 3月11日(金) 午後1時~6時
場 所 バイサイドアリーナ(文化交流ホール)
※式典は行いませんので、開設時間帯に献花をお願いします。(入場自由)
※献花用の花は町で用意しています。また、香料、供花、供物などをご遠慮ください。
- 防災行政無線によるサイレンの吹鳴**
町民のみなさんには、午後2時46分の一斉黙祷にご協力をお願いします。
- 東日本大震災記録展(震災の記憶・教訓の伝承)**
詳しくは、図書館からのお知らせ(P20)をご覧ください。

町営住宅の入居者募集

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

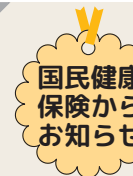
募集住宅

既存町営住宅および災害公営住宅(宮城県住宅供給公社および町ホームページでご確認ください。)

入居条件など

- ・申込用紙は、宮城県住宅供給公社東部支社(石巻市東中里一丁目11番2号)および役場建設課で開庁日時に配布します。
- ・募集期間は、3月1日(火)から12日(土)までです。
- ・申込みは、宮城県住宅供給公社東部支社で**郵送のみ受け付けます**(期間内郵便消印有効)。
- ・町営住宅には、月額所得が158,000円(南三陸町町営住宅条例第6条第2項各号の規定に該当する場合は259,000円)を超えない人で、住まいがなく困っている人のみ入居することができます。
- ・家賃は、部屋の広さや所得(入居者全員分)によって異なります。
- ・申し込み多数の場合は、抽選となります。
- ・連帯保証人1人を立てていただきます。

宮城県住宅供給公社 東部支社 ☎0225-85-0296



国民健康保険からのお知らせ

国保加入・脱退の時は**14日以内**の届出を忘れずに

健康保険に関する異動切替は自動でなされると思われていませんか? 届出は、自身で行わなければならないことになっています。

国保の届出の場合

● どのようなときに届出が必要になりますか?

就職や家族の扶養に入る場合などの脱退、退職や家族の扶養から外れる場合など国保への加入の際は届出が必要となります。(異動があった日から14日以内に届出が必要です。)

● 国保加入の届出が遅れるとどうなりますか?

保険証がないために医療機関の窓口で医療費を全額支払わなければなりません。また、加入の資格が発生した時点までさかのぼって国保税を納めなければなりません。

● 具体的な手続きはどうすれば良いですか?

資格喪失・取得証明書または新たに加入した健康保険の保険証を持参してください。窓口にて資格異動届を記入していただき手続きは完了となります。

● 資格喪失・取得証明書とはどういうものですか?

社会保険を喪失または取得したことが分かる証明書です。離職票では社会保険資格喪失日の記入がないため国保加入の手続きを行えませんのでご注意ください。これらの書類を会社または年金事務所から入手の上、持参してください。

● マイナンバーカードを持っていますが、保険の切替の手続きは不要ですか?

保険証機能を利用している場合でも、通常の届出と同様に役場で国保の保険切替の手続きをする必要があります。この届出によって、マイナンバーカード内の保険も切替わります。

● 国保以外の健康保険の手続きについて知りたいのですが?

国保以外の健康保険の届出については、職場やそれぞれの窓口にお問い合わせください。

町民税務課医療給付係 ☎46-1373